

# 「農薬」の使用による 「ミツバチ」の被害を防ぎましょう

令和8年6月  
山形県農林水産部

これから本格的な水稲の病害虫の防除時期を迎えます。

「農薬の使用者」と「養蜂家」がお互いに連携をとりながら、農薬の使用による「ミツバチ」の被害を防止しましょう。

## < 農薬使用者のみなさまへ >

- 農薬使用に当たっては、近隣のミツバチ飼育の有無を確認しましょう。  
※みつばち飼育の情報は、山形県農林水産部畜産振興課または各総合支庁農業振興課にお問い合わせください。
- みつばち飼育者に対して、農薬散布の情報（散布時期、散布時間帯、薬剤の種類・名称など）を事前に提供しましょう。
- 使用農薬の「ミツバチ」に関する注意事項を確認し記載事項を遵守しましょう。

## < 養蜂家のみなさまへ >

- 飼育箱の設置場所周辺における農薬の使用について、情報を積極的に入手しましょう。  
※地域における病害虫防除計画や防除実施主体等の情報は、最寄りのJA、市町村等にお問い合わせください。

お問合せは

- みつばち飼育に関すること：山形県農林水産部畜産振興課 (023-630-2435)  
村山総合支庁農業振興課 (023-621-8145)  
最上総合支庁農業振興課 (0233-29-1318)  
置賜総合支庁農業振興課 (0238-26-6053)  
庄内総合支庁農業振興課 (0235-66-5504)
- 農薬、防除に関すること：山形県農林水産部農業技術環境課 (023-630-3419)